

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	平岡樹芸センター開園期間延長対応業務
発注課	建）みどりの推進課
選定事業者	公益財団法人 札幌市公園緑化協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
【具体的事由】 本業務は平岡樹芸センターの紅葉時期の開園期間延長に伴い、受付業務、緑の相談窓口業務及び園内駐車場、園外臨時駐車場の警備を行うものである。 受付業務は来園者の対応や有料施設の予約受付などを行うことから、館内全体を把握している必要があり、指定管理者である当該相手方が唯一実施可能な事業者である。 また、緑の相談窓口業務は植物管理の専門知識を有する者を配置し、庭づくりや園芸の普及振興を図る業務であり、来園者や電話からの問い合わせに対応する必要があることから、館内庭園管理を熟知した指定管理者である当該相手方が唯一実施可能な事業者である。 園内駐車場と園外臨時駐車場の警備業務は、来場車両の交通誘導警備を行い、事故等の防止、来園者の安全確保、周辺道路の渋滞緩和を行うものであるが、館内全体を把握し、来園者対応や施設管理を担う指定管理者が、それら指定管理業務と一体の業務として対応しなければ、施設運営に混乱が生じ、円滑な業務遂行に支障が生じることとなる。 平岡樹芸センター周辺の立地状況や業務内容を熟知し、状況に応じた対応実績のある指定管理者が本業務を実施することにより、来園者へ提供するサービスの維持や非常時の的確な対応が可能となる。 以上のことから、本件の各業務を円滑に履行できるのは平岡樹芸センターの指定管理者である当該相手方以外に無く、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）